

「技術資料作成において留意すべき事項」

R6.08.01 版

総合評価落札方式において提出された技術資料等の申請書類に誤り等が見られます。「技術資料作成において留意すべき事項」を以下に示しますので参考にして下さい。このほか、各工事の入札説明書・別表等をよく読んで作成願います。また、提出書類に誤りや漏れがないかも必ず確認して下さい。なお、申請書類に誤り等があった場合、“申請事項が認められない”、あるいは、“入札参加資格を失う”こともありますのでご注意願います。

札幌開発建設部 技術管理官

1 申請書類作成において留意すべき事項

(1) 工事名、企業名、業者コード、支出負担行為担当官等の記載誤り
(誤字・脱字等、別名、記載漏れ)

- ・事例①-1 :「一般国道口号札幌市〇〇工事」と記載すべきところを「一般国道口号石狩市〇〇工事」と記載誤り。(札幌市と記載すべきところを誤って石狩市と記載)
- ・事例①-2 :「△△・〇〇共同企業体」(競争参加資格申請をJV申請)と記載すべきところを「株式会社〇〇」と記載誤り。(JV名で記載すべきところを単独企業名で誤って記載)

(2) 申請書類の誤り(別様式、旧様式)及び提出漏れ(未提出)

※申請書作成時は『入札説明書』、『入札説明書別表』及び『申請様式作成要領』をご一読頂き誤り等無いよう記載願います。

- ・事例②-1 :競争参加資格申請において、JVで申請する際は、全JV構成員の技術者に係る「監理(主任)技術者等の資格・工事経験(別記様式3-1)」を提出するべきところであるが、構成員の一部提出漏れ。
- ・事例②-2 :「参考見積書」の提出漏れ及び一部記載漏れ。(補足:参考見積書の作成は公示用図面と施工フローの内容で作成する。作成時に現地確認等を行い、公示用図面と相違があっても工事受注後の変更協議となるので、参考見積書には含めないこと。)
- ・事例②-3 :「監理(主任)技術者等の工事成績(別記様式3-2)、(別記様式3-3)」が未提出又は未記入の場合、「監理(主任)技術者等の資格・工事経験(別記様式3-1)」において工事成績を確認できる場合であっても評価対象としない。(あくまで申請者からの提出された書類で評価する。)
- ・事例②-4 :「監理(主任)技術者等の資格・工事経験(別記様式3-1)」配置予定技術者の年齢について、記載漏れ。(若手技術者活用型以外の工事であっても年齢の記載が必要。)

(3) 提出資料の誤り（別資料等）及び提出漏れ（未提出）

- ・事例③-1：「監理（主任）技術者等の工事成績（別記様式3-2）、（別記様式3-3）」に“工事成績評定点：実績なし”との申請だったが資料が添付されていた。
- ・事例③-2：複数の配置予定技術者を申請した際に、一部の技術者の資格要件資料の提出漏れ。
- ・事例③-3：「同種工事の施工実績（別記様式2）」、「監理（主任）技術者等の資格・工事経験（別記様式3-1）」において、“CORINS登録の有無：有”的場合、CORINS資料の未提出及び必要事項が記載された頁の一部提出漏れ。
- ・事例③-4：「当該工事の関連分野での技術開発実績（NETISへの登録）および有用な新技術の活用（別記様式13）」において、“①当該工事の関連分野での技術開発の有無：「1 技術開発がある」”を選択した場合、開発者及び登録者であることが確認できる資料の未提出及び必要事項が記載された頁の一部提出漏れ。
- ・事例③-5：「当該工事の関連分野での技術開発実績（NETISへの登録）および有用な新技術の活用（別記様式13）」において、“②「新技術情報提供システム（NETIS）」に掲載された「有用な新技術」の活用について：「1 活用する」”を選択した場合、NETISの「有用な新技術」であることが確認できる公告日以降の資料の未提出及び必要事項が記載された頁の一部提出漏れ。
- ・事例③-6：CPD取得申請において、評価対象期間の開始基準日である平成31年4月1日以前（評価対象外期間）で申請されたため、評価対象外。
例) 平成31年3月1日(<※平成31年4月1日)～令和6年2月28日
5年間ではあるが、取得開始日が評価対象期間から外れているため、評価対象外
(※年月日の考え方は、HPに掲載した年月日での考え方である。)
- ・事例③-7：維持工事の施工実績について、年間維持除雪工事（工事区分「維持」）又は年間舗装維持工事（工事区分「維持」）の実績（年間で連續5年以上）を申請したが、当該工事区間が申請された年間維持除雪工事又は年間舗装維持工事の区間外であったため評価対象外。（施工実績は当該工事区間の年間維持除雪工事又は年間舗装維持工事を5年連續受注していることが条件。年間維持除雪工事は工事区分「一般土木」、年間舗装維持工事は工事区分「舗装」が対象となります。）
- ・事例③-8：災害活動の実態等（支援体制の場合）は、公告開始年度により、土地所有状況などその年度以降の写真日付のみが有効である。

(4) 求めた申請件数を超過した申請

- ・事例④-1：求めた申請件数1件に対し2件以上提出した場合、超過した申請(2件目以降)は評価対象外。

2 地域貢献度の申請書類作成において留意すべき事項

※詳細は別紙の『地域貢献活動の申請に必要な証明書等の作成例』を参照ください。

(1) 災害活動の実態等

① 災害緊急活動の実績

- ・ 事例①-1：申請書類に災害の発生年月日・種類、緊急活動の場所・内容の明記されていないものは評価対象外。
- ・ 事例①-2：札幌開発建設部管外の災害緊急活動であっても、札幌開発建設部からの要請による場合は評価対象とする。

② 防災活動の実績

- ・ 事例②-1：活動の実施状況（実施年月日を含む）が確認できる写真を資料として提出する場合は、写真で防災活動の名称が確認出来ない場合は評価対象外。

③ 支援体制

- ・ 事例③-1：災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有の場合
本店、支店及び営業所の社屋内が保管場所の場合は、評価対象外。
当該年度の日付入りの現地写真及び資料を提出すること。（この場合の当該年度とは公告日の年度を指すことに留意。）
- ・ 事例③-2：災害対応時に利用可能な資機材を常時保有の場合
当該年度の日付入りの現地写真及び資料を提出すること。（この場合の当該年度とは公告日の年度を指すことに留意。）

(2) 災害協定の締結

- ・ 事例④-1：北海道開発局長、札幌開発建設部長、管内事務所長以外との協定で、協定書又は覚書等を添付していないものは評価対象外。
- ・ 事例④-2：北海道開発局長、札幌開発建設部長、管内事務所長以外との協定で、証明書の日付が令和6年3月31日以前のものは評価対象外。

3 総合評価落札方式における概要

※詳細は『入札説明書別表』を参照ください。

■施工能力評価型の概要

○技術者評価：入札方式により異なるため、別途配点表を参照

(a) 実績（同種工事・より同種工事）を加算点の対象

- ・同種性（同種工事・より同種工事）と立場（主任【監理】技術者、特例監理技術者、現場代理人、監理技術者補佐、担当技術者）の組み合わせにより、通常、3段階又は若干より同種を含めた4段階（河川部門のみ）の配点を設定。

(b) 開発局発注工事（過去10年間）の工事成績

- ・監理（主任）技術者又は現場代理人としての成績を、通常13段階の配点を設定。

(c) 優良工事表彰（同一事業部門限定）

- ・局長及び部長表彰を加算点の対象。

(d) CPDへの取り組み（※年月日の考え方は、HPに掲載した年月日での考え方である。）

- ・指定団体の一定数以上の単位取得を証明すれば加点対象となる。（下記表を参照）
- ・単位取得の証明に掛かる発行日及び証明日については問いませんが、単位取得期間については、「1年間」の場合は、令和5年4月1日から資料の提出期限までの間の任意の1年間の証明書を評価対象とし、「2年間」の場合は、令和4年4月1日から資料の提出期限までの間の任意の2年間の証明書を評価対象とし、「3年間」、「4年間」、「5年間」も同様に評価対象とし、平成31年3月31日以前を含む証明書は評価対象としない。（CPDの評価期間は5年間なので、年度が更新されれば評価対象外期間も1年間毎に更新される。）

下記の団体が実施しているいすれかのCPDプログラムの単位取得を証明すれば加点する。

加点対象CPD認定協会	加点対象工事区分等	推奨単位数等
(一社)全国土木施工管理技士会連合会	一般土木、舗装、維持、鋼橋上部、PSコンクリート、しゅんせつ、機械装置、塗装、電気、その他	20(ユニット/1年間)、30(ユニット/2年間)、40(ユニット/3年間)、50(ユニット/4年間)、70(ユニット/5年間)
(公社)土木学会	一般土木、舗装、維持、鋼橋上部、PSコンクリート、しゅんせつ、機械装置、塗装、電気、その他	5年間で175単位以上(2~4年間) 25単位以上、5年間50単位以上
(公社)日本技術士会	全般	50(CPD時間/1年間)、100(CPD時間/3年間)
(公財)建築技術教育普及センターを事務局とする建築CPD運営会議加入団体※1	建築における建築、電気又は管	12認定時間/1年間
(公社)日本造園学会	造園	50単位/1年間
(公社)農業農村工学会	農業工事	15単位/1年間

※ 取得証明の発行及び推奨基準においては、更新されることがあるため、留意すること。

※1 建築CPD運営会議加入団体：(公社)日本建築士会連合会(各建築士会)、

(公社)日本建築家協会、建築設備士関係団体CPD協議会、(一財)建設業振興基金、

(一社)日本建築構造技術者協会、(一社)日本建築学会、(一社)日本建設業連合会、

(一社) 日本建築士事務所協会連合会

(e) 施工監理能力の確認（書面）

- ・ヒアリングに代えて「施工経験に基づく当該工事での留意事項等」を求める。

(施工能力評価型 I 型①)

- ・配点：10点
- ・項目数：通常3項目
- ・評価点：通常4段階評価とし、○又はーの数により評価点を決める。
- ・施工体制確認における減点対象としない。

(施工能力評価型 I 型①施工計画重視型)

- ・配点：20点
- ・項目数：通常3項目
- ・評価点：通常4段階評価とし、○又はーの数により評価点を決める。
- ・施工体制確認における減点対象としない。
- 又は、
- ・配点：20点
- ・評価点：テーマ1～3に対し、パターン1：10点、5点、5点、又はパターン2：8点、6点、6点の配点を設定し、各々、満点又は0点での評価を行い、合計点を評価点とする。

○企業評価：入札方式により異なるため、別途配点表を参照

(f) 実績（同種工事又はより同種工事）を加算点の対象。

- ・実績により、通常2段階又は若干より同種を含めた3段階（河川部門のみ）の配点を設定。（若干より同種及びより同種を加点）
- ・JVの場合、代表者の実績のみを評価対象。

(g) 開発局発注工事（過去2年間の平均）の工事成績

- ・企業としての成績を、通常13段階の配点を設定。

(h) 優良工事表彰等（同一事業部門限定）、北海道開発局 i-con 奨励賞

国土交通省インフラ DX 大賞及び当該年度の工事成績優秀企業

- ・局長表彰と部長表彰の配点を設定（局長と部長の重複評価はしない）
- ・優良工事表彰、北海道開発局 i-con 奨励賞、国土交通省インフラ DX 大賞は重複加点しない
- ・工事成績優秀企業の評価は、一般土木、舗装、鋼橋上部、PSコンクリート、しゅんせつ、グラウト、維持とし、複数表彰がある場合は重複加点しない。

評価点＝（優良工事表彰、北海道開発局 i-con 奨励賞、国土交通省インフラ DX 大賞のいずれか最高点）十工事成績優秀企業。

(i) NETISへの登録技術（新技術活用の原則義務化対象外工事のみ加点対象）

- ・当該工事の関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)があれば評価する。
- ・『有用な新技術』を当該工事に適用する場合は評価する。
- ・上記2項目について重複加点はしないが、同一技術である場合は重複加点するものとする。
- ・発注者指定型においては評価しない。
- ・当該評価項目で加点された技術については、『情報化施工』及び『ICT 活用工事』での評価はしない。

(j) ICT 施工技術活用（施工者希望 I 型対象工事のみ加点対象）

- ・ICT 活用工事実施要領に定める施工プロセスの各段階において、全ての段階（起工測量、設計データ作成、建設機械による施工、出来型管理等の施工管理、データの納品）で全面的に ICT を活用する場合に評価する。

- ・NETIS の評価項目と同一技術は重複加点しない。
- ・発注者指定型においては評価しない。
- ・当該評価項目に記載された技術の適用について、(e)との重複評価はしない。

(k) 情報化施工技術の活用（農業部門）（受注者希望型対象工事のみ加点対象）

- ・「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和5年4月 農林水産省農村振興局整備部設計課）」に基づき、ICT建設機械による施工を前提に、全て又は一部の施工プロセス（起工測量、設計データ作成、建設機械による施工、出来型管理等の施工管理、データの納品）の段階で情報化施工技術を活用する場合に評価する
- ・NETIS の評価項目と同一技術は重複加点しない。
- ・当該評価項目に記載された技術の適用について、(e)との重複評価はしない。

(l) その他の技術的適性（舗装工事のみ加点対象）

- ・舗装施工管理技術者で元請けと恒常的雇用関係にある技術者を、当該工事に専任配置する場合に加点する。（監理（主任）技術者が資格を有している場合も含む。）
- ・技術者の元請比率が一定値以上の場合に加点する。
- ・主要機械の元請比率が一定値以上の場合に加点する。

(m) 地域精通度

- ・申請者の本店所在地で評価する。JVの場合、構成する各企業を評価し単純平均とする。
- ・過去10年間に近隣地域（札幌開発建設部管内）で元請けとして完成・引き渡しが完了した工事があれば評価する。（施工実績は同一工事区分）
- ・当該工事区分が年間維持除雪工事又は年間舗装維持工事の区間にある場合は、年間維持除雪工事（工事区分「維持」）又は年間舗装維持工事（工事区分「維持」）の施工実績が連續5年以上で加点評価。（道路部門の工事区分「一般土木・舗装」のみ適用）

(n) 地域貢献度

- ・災害緊急活動の実績、防災活動の実績または支援体制のいずれか1件を選択し申請する。
- ・JVの場合、構成する各企業を評価し単純平均とする。
- ・当該年度において有効な、国、北海道、又は市町村（札幌市においては行政区を含む）と災害協定を締結している者、又は災害協定を締結している建設協会等の会員として協定に基づく活動を行う者のうち、協定に基づく活動範囲が札幌開発建設部管内であるものを評価対象とする。

(o) 登録基幹技能者等活用（試行対象工事のみ加点対象）

- ・入札説明書に記載された種類（又は職種）の技術者を配置する場合に加点する。
- ・JVの場合は、構成員のいずれか1社が申請すること。
- ・技術者は、元請け又は一次下請け企業が配置するもので、登録基幹技能者講習修了証、優秀施工者国土交通大臣顕彰状又は技能士合格証明書等を有する者を評価する。
- ・監理（主任）技術者が登録基幹技能者等である場合は当該項目の評価対象としない。

(p) 地元企業活用（試行対象工事のみ加点対象）

- ・入札説明書の記載条件で、地元企業の下請け活用度に応じて加算点を与えて評価する。

(q) 技術者育成型（若手型）（試行対象工事のみ）

- ・施工能力評価型（I型又はII型）において、技術者評価のうち、(b) 開発局発注工事（過去10年間）の工事成績及び(c) 優良工事表彰（同一事業部門限定）を評価対象としない。（若手型：緩和）
- ・上記設定のほかに、担当技術者としての経験を監理（主任）技術者等の実績と同等に評価する試行工事がある。（若手型：同等評価）

- ・上記設定のほかに、技術者としての同種実績を合わせて評価せず、配置予定の監理（主任）技術者の年齢を一定の年齢（公示時点）以下とし、加点評価する試行工事がある。（若手型：緩和十年齢評価）
- ・上記設定のほかに、企業・技術者（同種実績、成績、表彰等）を総合評価項目とせず、企業の施工監理能力の確認（書面）において、若手技術者のバックアップ体制を評価項目とする試行工事がある
。 (若手型：緩和の施工体制重視)

(r) 技術者育成型（チャレンジ型）（試行対象工事のみ）

- ・技術者評価「(a) から (d)」及び企業評価について総合評価項目とせず、技術提案のみを評価項目とする。

(s) 専任補助者制度（試行対象工事のみ）

- ・若手監理技術者に加え、専任補助者としてベテラン技術者を追加配置した場合、若手監理技術者ではなくベテラン技術者の同種実績、成績、表彰を評価対象とする。

(t) 女性技術者登用を促すモデル工事（モデル工事のみ）

- ・入札参加資格要件として、女性技術者配置を条件としているモデル工事である。
- ・配置予定の監理（主任）技術者又は現場代理人は、女性技術者であること。
ただし、これらの女性技術者が配置出来ない場合は、担当技術者に女性技術者を配置し当初契約工期の半分以上を本工事に従事する必要がある。
- ・女性技術者が現場で働くために必要な施設及び設備等については、落札後、監督職員との協議により設計変更にて対応する。

(u) 新技術導入促進（I）型での新技術活用提案（試行対象工事のみ）

- ・発注者がテーマを設定し新技術活用方針の提出を求める。
- ・活用を提案する新技術は、「新技術情報提供システム（NETIS）」に、掲載されている新技術（NETIS登録技術）、掲載が終了している新技術（NETIS掲載期間終了技術）またはこれまでに掲載実績のない新技術（未登録技術）であっても構わない。
- ・当該評価項目で加点された技術については、『情報化施工』及び『ICT 活用工事』での評価はしない。